

「新型コロナウイルス拡大防止のための特例措置(2022年度版)」

連絡調整委員会での決議(議案 230109 号)による新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置については、JPTEC 定款施行規則第 10 条の定めに基づき以下のとおりとする。

- (1) 2020 年 2 月 29 日現在において JPTEC インストラクターの資格を有する者及び 2020 年 3 月 1 日以降に新たに JPTEC インストラクターの資格を取得した者は、2020 年 2 月 29 日から登録された指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日から起算して 6 か月を経過した日の月末までの間にインストラクターの資格有効期限満了日を迎える場合は、定款施行規則第 9 条第 4 項に定めるコースの指導回数の要件を満たしているとみなす。
- (2) 2020 年 2 月 29 日現在において JPTEC プレインストラクターの登録を受けている者又は JPTEC プロバイダーの資格を有する者が、新型コロナウイルスの感染拡大に対する備えのためにコースに参加できなかった場合は、職場又は居住地を管轄する指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日から起算して 6 か月を経過した日の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。
- (3) 前項の規定は、2020 年 3 月 1 日以降に、新たに JPTEC プレインストラクターの登録を受けた者及び新たに JPTEC プロバイダーの資格を取得した者に適用する。
- (4) 指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日は、別に定める。
- (5) 本特例措置は、2025 年 2 月 28 日に廃止するものとする。